

太田川駅周辺地区
まちづくりニュース
1990.3

おおたかわ

Vol.
5



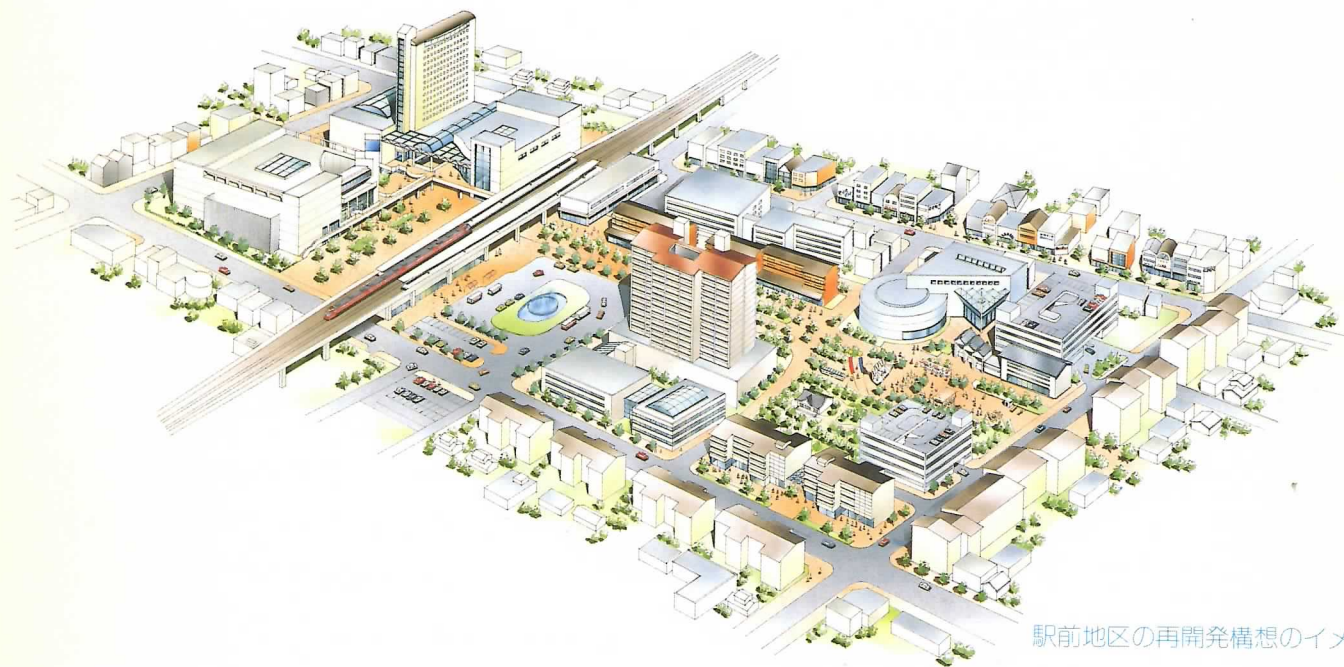
都市景観 ランドマークで 創り出す

平成2年3月

東海市都市開発部
中心街整備対策室

ロマンチック

ステージの創造



駅前地区の再開発構想のイメージ

都市の景観づくり

新しく生まれ変わろうとしているまちをより魅力的で快適なまちにしていくためには、美しいまち並みを形成したり、まちのデザインを向上させていくとともに、現在のまちの良さを残していくことが必要です。

太田川駅周辺地区（駅を中心とした約150haの区域）は、東海市の「顔」となる地区であるため、本市を象徴するような個性的で美しいまちを形成していくことが極めて重要です。

そこで、各事業によるハードなまちづくりから「都市の景観」といったソフトなまちづくりに至るまで広い視点に立ってまちづくりを推進する必要がありますので、皆さんの積極的なご参加ご協力をお願いします。

景観形成の基本目標

すでに、まちづくりニュース（第3号）でお知らせしましたように、皆様のご協力によるアンケート調査の結果を中心街のまちづくりに反映するため、太田川駅周辺総合整備計画の中で調査・検討をしました「景観形成の基本目標」を次のように提案します。

- ① うるおいと親しみのあるまち
- ② 活気にみちたにぎわいのあるまち
- ③ 個性的でシンボリックなまち
- ④ 歴史を感じさせる風格のあるまち
- ⑤ 心がときめく美しいまち

鉄道高架事業（太田川駅付近高架化） 〔県施行予定〕

鉄道と道路との平面交差（踏切）を除却するため鉄道を高架化する事業
（施行例 尾張横須賀駅付近）

土地区画整理事業〔市施行〕

公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を行う事業
（施行例 中ノ池周辺地区、大田地区）

市街地再開発事業〔組合施行予定〕

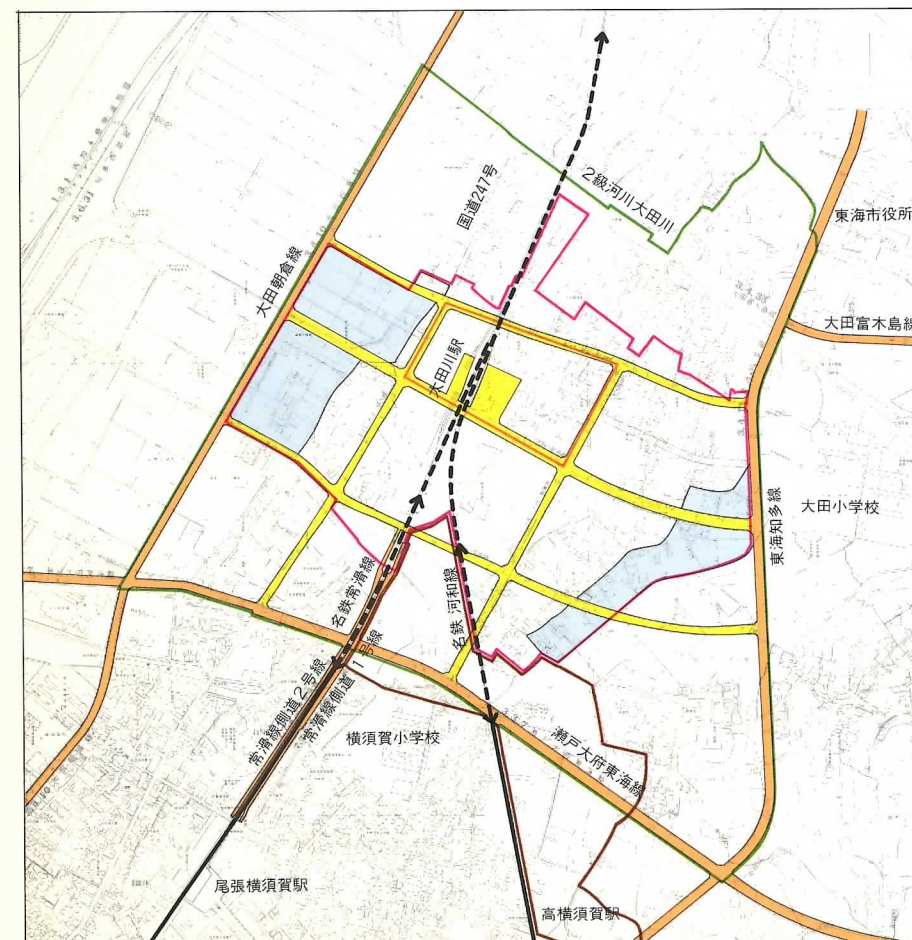
市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備等を行う事業
（施行例 尾張横須賀駅西地区くらブラ）

その他関連事業

中心市街地として整備するために必要とする事業を各種調査の中で検討し、今後位置付けをする

三位一体のまちづくり

太田川駅周辺地区のまちづくりについては、昭和60年3月に太田川駅付近の鉄道高架を基本として、「都市に舞台（ステージ）を！」をまちづくりのテーマとした基本構想を策定し、すでに、地元説明会、パンフレット及びまちづくりニュースなどでお知らせしましたように21世紀を展望し、東海市の「表玄関」となる中心街づくりを具体的に展開するため、①鉄道高架事業、②土地区画整理事業、③市街地再開発事業を三位一体とした総合的、かつ一体的な市街地整備の実施を予定し、現在、平成2年度の都市計画決定に向け、調査・検討に積極的に取り組んでいるところです。



凡 例

	太田川駅周辺地区土地区画整理事業「基本構想」区域(150ha)
	太田川駅周辺地区土地区画整理事業「基本計画」区域(64.3ha)
	太田川駅周辺地区市街地再開発事業「基本構想」区域(9.0ha)
既 決 定	名鉄常滑線(尾張横須賀駅付近) 鉄道高架事業(施行中)
	名鉄河和線(高横須賀駅付近) 鉄道高架事業
	都市計画道路(東海知多線・大田朝倉線・瀬戸大府東海線)(施行中)
	知多北部都市計画事業東海高横須賀土地区画整理事業(施行中)
決 定 予 定	① 名鉄常滑線・河和線(太田川駅付近) 鉄道高架事業
	② 市街化区域編入(線引き見直し)
	③ 都市計画道路
	④ 太田川駅周辺土地区画整理事業

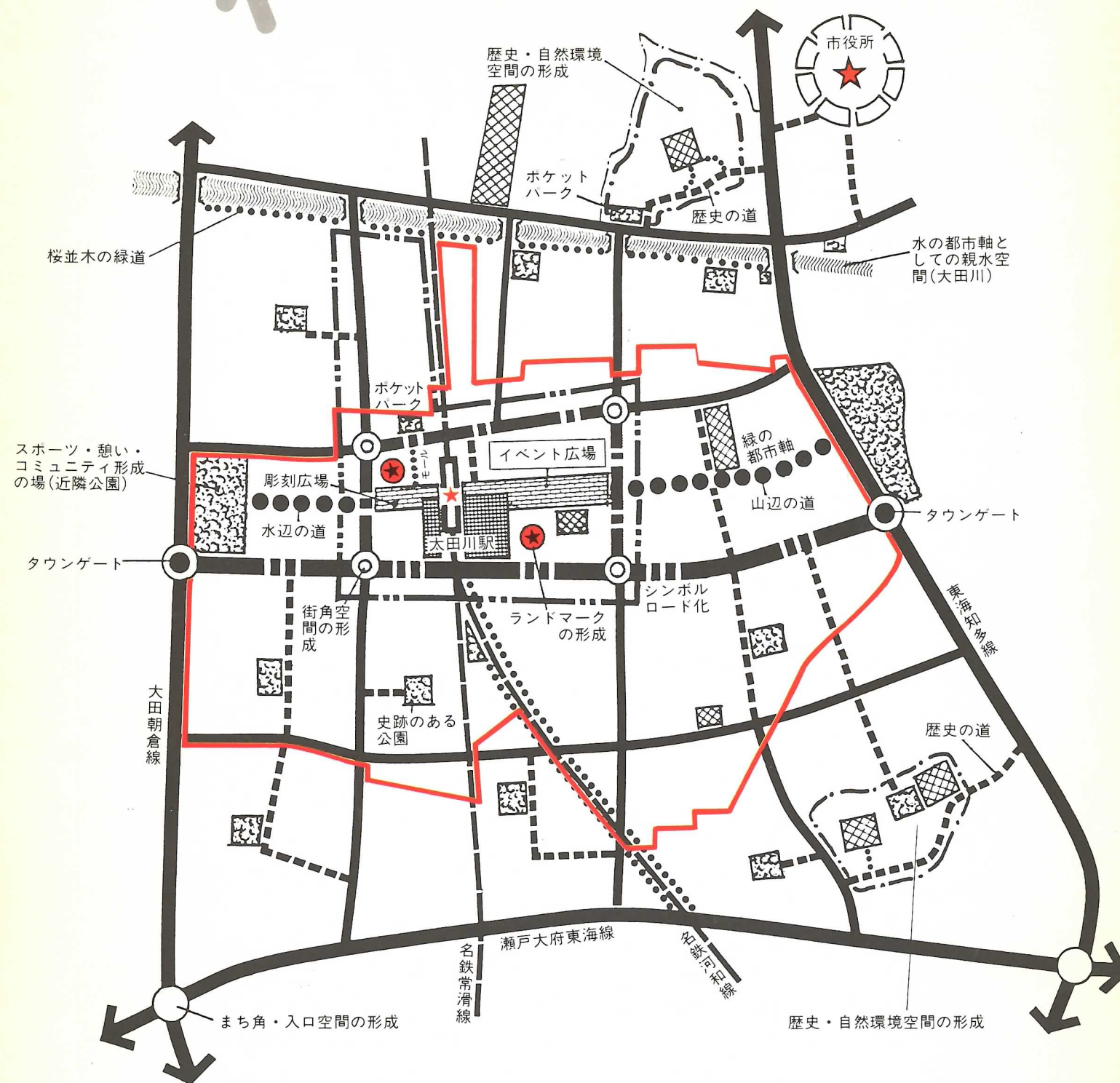
■景観形成の基本方針

東海市の中心街にふさわしい都市空間を創造して、現在、残されている自然的・歴史的要素を保全・活用し、「にぎわい」「活気」「象徴」などの空間と住民の皆さんにとって必要不可欠な「いこい」「やすらぎ」の空間を総合的に演出！

基 本 方 針	具	体	方	針
① 東海市を象徴する空間をつくる	●シンボルゾーンをつくる	本市の顔となる「たのしさ」、「にぎわい」のあふれる象徴的なシンボルゾーンをつくる。		
	●メインストリートをつくる	本市を象徴するシンボリックなメインストリートをつくる。		
	●ランドマークをつくる	中心街に東海市のランドマークとなる施設の立地誘導を図る。		
② 緑と水の都市軸をつくる	●緑の都市軸をつくる	中心街の軸線となる緑あふれる都市軸の形成を図る。街路緑化、緑道などによる緑のネットワークを形成する。		
	●水の都市軸をつくる	中心市街地の骨格を形成するとともに、地域住民の憩いの場となる河川景観に配慮した水の景観軸をつくる。		
③ にぎわいの空間をつくる	●にぎわいのある商業空間をつくる	明るく、楽しく、快適なショッピングができる連続性のある商業空間をつくる。		
	●市民が集うイベント空間をつくる	伝統的行事や全市的なイベントを開催できるにぎわいと集いの空間をつくる。		
④ 個性的な空間をつくる	●個性的な通りをつくる	地区外周道路、補助幹線道路、生活道路などの道路機能と沿道状況に合わせた個性あふれる道路空間をつくる。 高架鉄道は構造物のキャンパス的な利用等を図り、親しみやすく個性的な空中軸線をつくる。		
	●個性的な公園をつくる	地区内の公園は規模や地形、周辺状況に合わせて、自然や歴史性のある個性的な公園とする。		
	●個性的な建築物をつくる	地区内に立地する公益施設や大規模施設は周辺環境にマッチした個性的なデザインを導入する。		
⑤ 美しいまちなみをつくる	●美しい住宅地をつくる	住宅地の空間構成に対応した協調的で緑あふれる住宅地をつくる。		
	●美しい商店街をつくる	広告類や店舗デザインにまとまりのある美しい商業空間をつくる。		
⑥ 歴史と自然に親しめる空間をつくる	●歴史的空間をつくる	寺院や加家の湊跡、山車保管庫はその周辺も含め地区の歴史をアピールする歴史的な空間とする。		
	●良好な自然を活用する	丘陵部の樹林地などの地区内に残された貴重な自然を中心市街地の憩いの場として活用する。		

★ランドマーク 都市やまちを象徴づける顕著な景観的要素(目標物)となるもの(例、再開発ビル、山、タワー、時計台、彫刻、記念碑など)

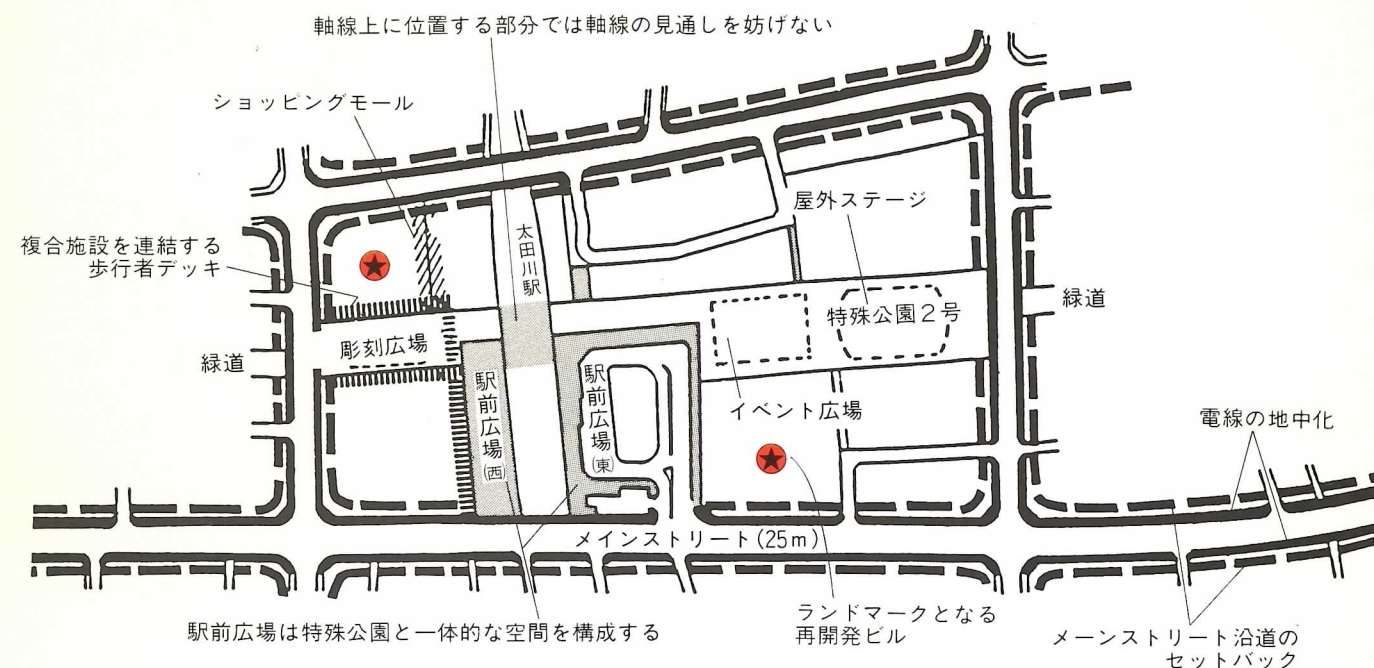
景観形成基本方針図



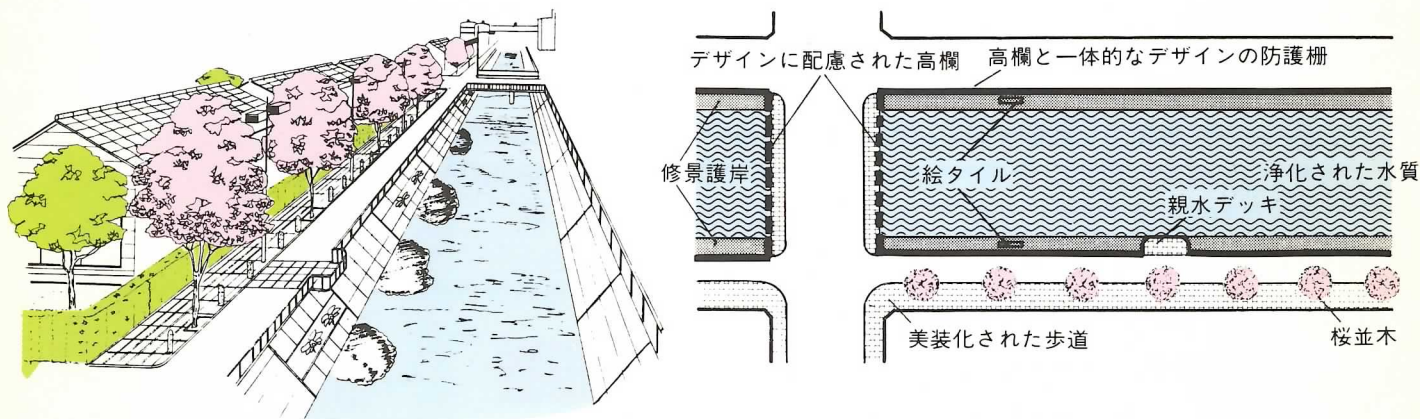
凡 例

太田川駅周辺土地区画整理事業「基本計画」区域	駅前広場	近隣・児童・ポケットパーク
幹線道路 (2点鎖線はメインストリート)	高架鉄道	緑道・緑地
補助幹線道路 (1点鎖線は商業地区内)	太田川	商業地区
主要な生活道路 (歩道、主要区画、コミュニティ道路)	特殊公園	寺院・神社

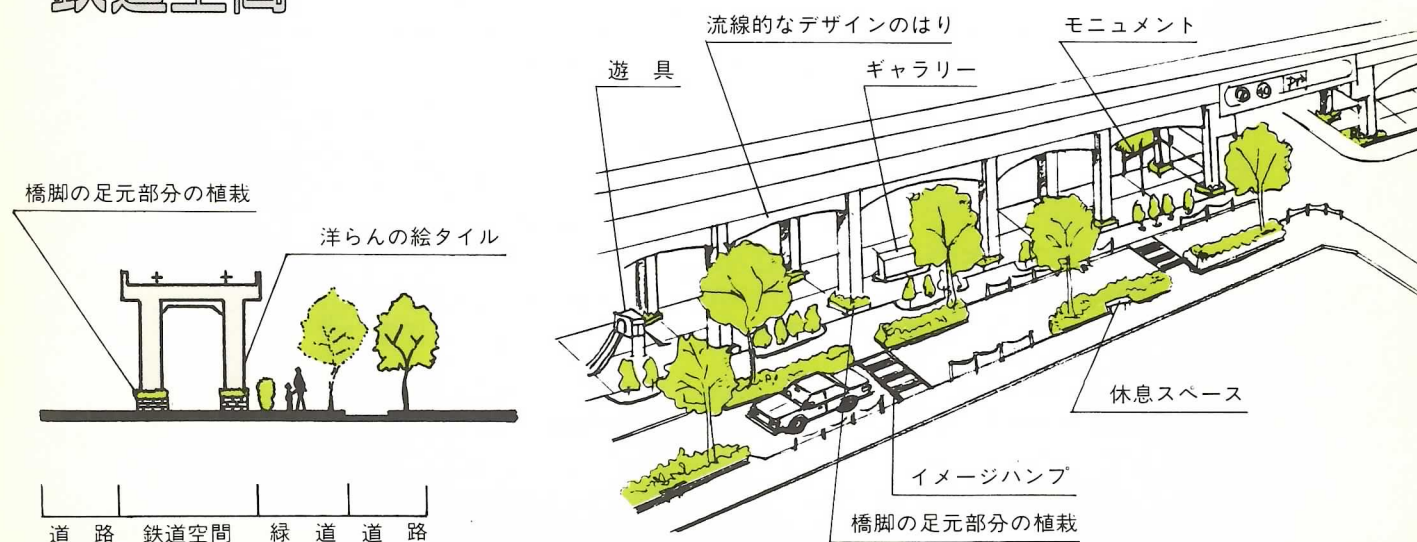
シンボルゾーン



水の都市軸ゾーン



鉄道空間



まちづくりのあゆみ

年	平成2年	
月	2	3
内 容	●まちづくりニュース「おたがわ」(第五号)発行 ●(第三回)開催 ●太田川駅周辺土地地区画整理事業推進協議会 ●(豊川市諏訪地区第一種市街地再開発事業) ●再開発研究会先進地視察 ●再開発「駅西・駅東地区」研究会(第三回)開催	

太田川駅西・駅東地区再開発研究会



●豊川市(諏訪地区第一種市街地再開発事業)視察(2.2.9)

駅西・駅東地区再開発研究会(再開発予定地区の地権者で組織)の皆さんが諏訪地区の再開発ビル「PRIO」を視察されました。

太田川駅周辺土地地区画整理事業推進協議会

東海市の表玄関にふさわしい総合的な中心街づくりを具体的に推進するため「東海市太田川駅周辺土地地区画整理事業推進協議会」が平成元年5月24日に設置され、現在まで3回開催し、土地地区画整理事業の推進に関して、皆さん方の貴重なご意

見の取りまとめや、多様な問題点について多面的な角度からご検討をいただいております。

協議会委員は、学識経験者、宅地所有者及び借地権者の代表者、市職員の20人で構成されています。現在、委員の皆さんは次の方です。

(敬称略・順不同)

学 識 経 験 者	牧野勝男	寺田力雄	佐治立雄		
宅地所有者及び 借地権者の代表者	阿知和忠文 (会長)	神野孝一 (職務代理者)	大橋貴哉	大村武男	大村幹雄
	大村幸利	荻田正雄	久野鐘清	佐藤時一	神野進平
	坂野智之	森岡克夫	森岡純平	安井昭二	山口一男
	鰐部益男				
市 職 員	坂 一郎 (助役)				

まちづくりニュース「おおたがわ」発行の経緯

- 第1号 昭和62年10月 「まちづくり みんなの声で 活かされる」
- 第2号 昭和63年8月 「中心街 再開発で 顔づくり」
- 第3号 平成元年3月 「アンケート 生かして 住みよい まちづくり」
- 第4号 平成元年12月 「まちづくり 都市計画で 第一歩」
- 第5号 平成2年3月 「都市景観 ランドマークで 創り出す」

■ 公共用地の先買いにご協力ください。

土地区画整理事業の迅速かつ適切なる施行を図るためには、道路・公園等の用地に充てるための公共用地の先買い（約29,000㎡）が必要です。

現在、市では土地（原則として更地）の買収を行っております。

土地区画整理事業（予定）の施行区域内（64.3ha）で売っていただける土地があれば、ご相談のうえ買収してまいりますので、中心街整備対策室までご連絡ください。

■ 建築行為等される方は、事前に市へご相談ください。

まちづくりを進めるためには、皆様のご理解とご協力が必要です。

現在、建築行為等をされる場合、土地区画整理事業上での法的な規制はありませんが、建築や工事を無計画・無統制に行われますと、まちづくりの障害となるばかりでなく、計画的なまちづくりをすることができません。

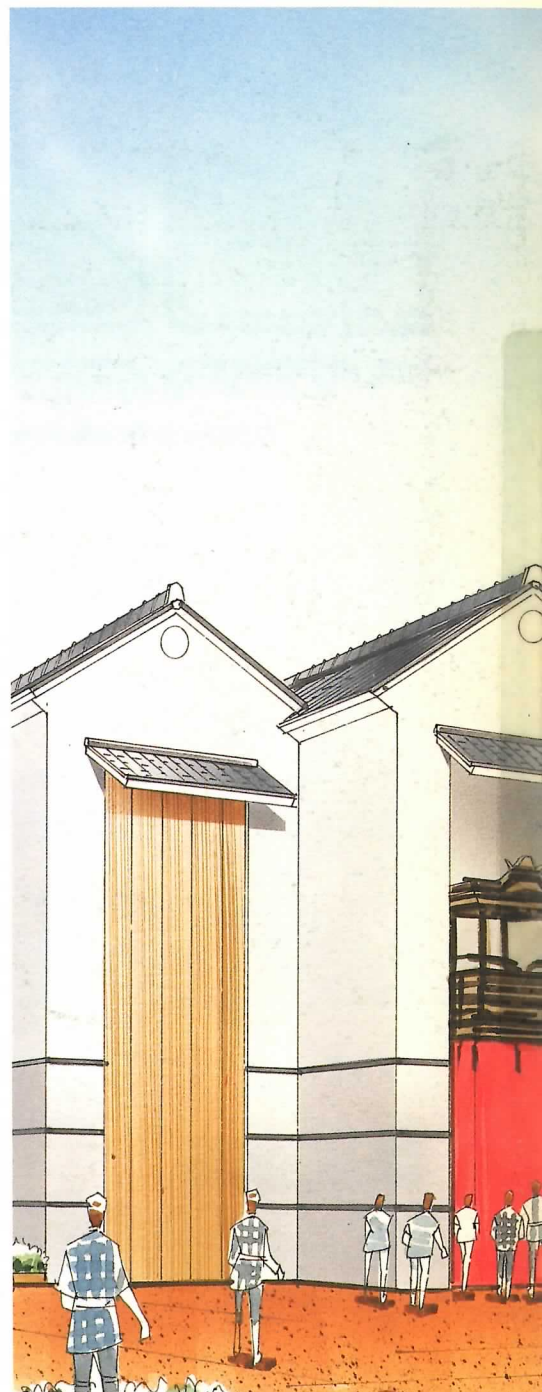
土地区画整理事業（予定）の施行区域内（64.3ha）で建築物等の新築・改築・増築をされる方は、事前に中心街整備対策室までご連絡ください。

■ 再開発事業に参画される方は、市へ申し出ください。

商業の活性化及び土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、市の「表玄関」にふさわしいまちづくりをするため、土地区画整理事業（予定）の施行区域（64.3ha）のうち駅前地区（駅西第1・2街区、駅東第3街区）において市街地再開発事業（組合施行予定、土地区画整理事業との合併施行）を計画しております。

再開発事業に参画を希望される方は、中心街整備対策室までご連絡ください。

太田川駅周辺地区のまちづくりは、皆さんと市が一体となって、初めて実現可能です。
東海市の「表玄関」にふさわしい中心街づくりを推進するため、
皆さんの積極的なご参加とご協力をお願いします。



このニュースは、皆さんと市が一体となって
まちづくりをするための資料です。
大切に保存してください。

●まちづくりのお問い合わせは
〒476 東海市中央町一丁目1番地
東海市都市開発部中心街整備対策室（市役所4階）
TEL. 0562-33-1111・052-603-2211（内線 471～473）